

平成 28 年 6 月 28 日

日本医学会分科会事務局 御中

日 本 医 学 会

医療機器審査管理課及び再生医療等製品審査管理室の新設について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本会宛に厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課より標記の依頼がありました。本件につきまして、貴会会員へご周知をいただけますと幸いです。

なお、詳細は、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課（TEL03-3595-2419）にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

本件の担当 日本医学会事務局 高橋

電話：03-3946-2121（内 4260）

平成28年6月21日
事務連絡

日本医学会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
医療機器審査管理課

医療機器審査管理課及び再生医療等製品審査管理室の新設について

厚生労働行政の推進のための体制強化の一環として、重要政策である医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品に係る組織の充実のため、厚生労働省組織令の一部を改正する政令(平成28年政令第238号)及び厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第114号)により、医薬・生活衛生局に「医療機器審査管理課」が新設され、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の審査管理に関する事務を所掌することとなりました。

また、再生医療等製品の特性に応じた規制・制度が運用されていること等に鑑み、医療機器審査管理課に、医薬・生活衛生局長の伺い定めとして「再生医療等製品審査管理室」を置き、医療機器審査管理課の所掌事務のうち再生医療等製品に関する事務を行います。

この組織再編の概要等について下記の通り連絡しますので、貴団体内での周知をお願いします。

記

1. 医薬・生活衛生局に「医療機器審査管理課」が新設され、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の審査管理に関する事務を所掌します。(なお、これに伴い従前の審査管理課の名称は「医薬品審査管理課」になり

ます。)

2. 再生医療等製品の特성에応じた規制・制度が運用されていること等に鑑み、再生医療等製品に係る企画、立案を行う体制の整備を図る観点から、医療機器審査管理課に、医薬・生活衛生局長の伺い定めとして「再生医療等製品審査管理室」を置き、医療機器審査管理課の所掌事務のうち再生医療等製品に関する事務を行います。
3. 医療機器審査管理課及び再生医療等製品審査管理室の連絡先は以下のとおりです。(従前の医療機器・再生医療等製品担当参事官室と同じ。)
 - 医療機器審査管理課
電話 03-3595-2419 FAX 03-3597-0332
 - 再生医療等製品審査管理室 (医療機器審査管理課内)
電話 03-3595-2419 FAX 03-3597-0332
4. この組織再編前に発出された大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当)による通知は、別途の通知が発出されない限り、医療機器審査管理課長による通知とみなし、その効力が維持されます。また、組織再編前に発出された通知中の組織の名称(例: 医療機器・再生医療等製品担当参事官室)及び職名(例: 大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当))については、今後、当該通知を改正する際に組織再編に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織再編後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととします。

(注: 詳細は、「厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う大臣官房統計情報部、医薬・生活衛生局、労働基準局、年金局及び政策統括官の組織再編等について」(平成 28 年 6 月 21 日付け薬生発 0621 第 2 号・基発 0621 第 1 号・年発 0621 第 1 号・政総発 0621 第 1 号・政統発 0621 第 1 号)を参照。)